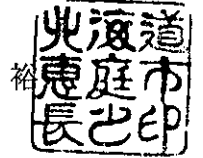


恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第5号

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第6条（略）	第1条～第6条（略）  (安全計画の策定等) 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。  2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

現行	改正案
<p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第11条・第12条 (略)</p>	<p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもので、<u>(放課後児童健全育成事業者が研修計画を定めて、当該研修を採用から2年以内に修了することを予定しているものを含む。)</u>でなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放</u></p>

現行	改正案
<p>(衛生管理等)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 14 条～第 24 条 (略)</p>	<p><u>課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第 14 条～第 24 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めな

れば」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。